

令和2年 第1回通常総会議事録

- 1 日 時 令和2年2月28日（金）午後1時27分～午後2時44分
- 2 場 所 日赤会館 3階会議室
- 3 出 席 和歌山県 和歌山市 橋本市
有田市 御坊市 紀美野町
紀の川市 岩出市 高野町
広川町 有田川町 美浜町
日高町 由良町 みなべ町
白浜町 すさみ町 那智勝浦町
太地町 古座川町
和歌山県医師国保組合 和歌山県歯科医師国保組合
紀和薬剤師国保組合
- 4 書面出席 海南市 田辺市 新宮市
かつらぎ町 九度山町 湯浅町
日高川町 印南町 上富田町
串本町 北山村
- 5 事務局 事務局長・事務局次長・参事・総務課長・電算介護課長・審査
第1課長・審査第2課長・総務課 庶務係長

司会

定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今より令和2年第1回通常総会を開催いたします。本日の総会の出席状況ですが、ご出席いただいております会員さんが23名、所用のため書面により審議に加わっていただいております会員さんが11名となっており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告させていただきます。

開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理事長

本日、令和2年第1回通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、人生100年時代の到来を見据え、昨年9月、「全世代型社会保障検討会議」を設置し、社会保障全般にわたる改革の議論を進めていくこととしております。この改革では、健康寿命の延伸が重要視されており、今後、保険者には、予防・健康づくり事業の一層の推進が求められることとなります。

また、昨年5月に成立した改正健康保険法において、「オンライン資格確認の導入」や「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」、「審査支払機関の機能強化」などが盛り込まれ、連合会が果たす役割も、これまで以上に重要になると考えます。

本会といたしましては、国保を取り巻く情勢の変化に迅速かつ確実に対応するとともに、基幹業務である審査支払業務の更なる充実・強化をはじめ、各種共同事業や、国保データベースシステム等を活用した保健事業などについても、これまで以上に、積極的に取り組んでまいり所存でございます。

結びに、本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、令和元年度補正予算、令和2年度事業計画及び予算等でございます。この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

司会

ありがとうございました。

続きまして、祝電をいただいておりますので、ご披露させていただきます。

和歌山県国民健康保険団体連合会通常総会のご開催を心よりお慶び申し上げます。関係各位のご尽力に深く敬意を表しますとともに、貴会のますますのご発展と、ご参集の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたします。 参議院議員 鶴保庸介

以上、鶴保様の祝電を披露させていただきました。

次に、議長の選出でございますが、慣例により司会者よりご指名させていただきます。よろしいでしょうか。

一同

(異議なし)

司会

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議長は中芝岩出市長さんをお願いいたしたいと思っております。中芝市長さん議長席へお願いします。

議長

ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力の程お願いいたします。

それでは議事に入ります。報告第1号「規程の制定について」事務局から報告いたします。

事務局

お手元に附議事項を要約した「説明要旨」を参考までにお配りしておりますが、本日は附議事項本体で説明させていただきます。

報告第1号 規程の制定について

記載しております2つの規程を理事会において制定いたしましたので報告いたします。

和国保連規程第1号 職員服務規程の一部を改正する規程

いずれも育児・介護休業法の改正に伴うもので、第37条第2項では、子の看護休暇及び介護休暇が半日単位で取得可能となったことから、1日又は1時間単位の取得を可能とする規定を新たに設けることといたします。次に第39条第1項では、介護休暇での祖父母・兄弟姉妹・孫に係る同居かつ扶養の要件を削除するとともに、第2項第39条の2第1項も同様ですが、介護休暇の期間及び介護時間を定める際の要件のうち「1要介護状態毎」とあった文言を削除いたします。また、同じく第39条の2第2項では、介護時間について取得可能な時間帯及び時間単位を新たに定めることといたします。

さらに、第39条の3と第47条の2では、介護・育児それぞれにハラスメントの防止のための規定を新設いたします。

和国保連規程第2号 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業規程の一部を改正する規程

後ほど説明いたします手数料にも関係しますが、令和2年度負担金及び手数料については、昨年9月に国保事務検討委員会を開催し、委員をお願いしております保険者の課長さん方などからご意見等を伺った上で、10月に負担金及び手数料の事務局案をお示しさせていただいたところでございます。

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業については、予算不足解消の一環として、研修会や広報などの事業経費を、全保険者さんに広くご負担いただくこと

とし、新たに被保険者割を導入させていただくことを考えております。このことによる改正で、第12条ですが手数料を被保険者割と、個別案件処理の費用に充てる損害賠償金収納額割に区分した上で、被保険者割は前期に当該年度分を一括して請求することといたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議長

報告第1号について報告いたしました。何かご質問等ございませんか。

一同

(質問等なし)

議長

ないようでございますので、次に、議決事項に入ります。議案第1号から議案第8号までは、資産の処分及び令和元年度の各会計補正予算についてでございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一同

(異議なし)

議長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第1号 退職給付引当資産の処分について

職員2名の退職手当支給に充てるため、積立金額3億7,943万1,344円のうち、4,616万4千円を処分し、令和元年度一般会計へ繰り入れいたします。

議案第2号 一般会計減価償却引当資産の処分について

二段駐車場設備撤去に伴う改修のため、積立金額4億2,176万8,820円のうち、33万5千円を処分し、令和元年度の一般会計へ繰り入れいたします。

議案第3号 令和元年度一般会計補正予算について

退職手当の支給や駐車場改修費用の支払、また一般会計で保有する後期・介護・障害の各特別会計のひも付き分を、一般会計財政調整積立金に積み立てるための増額補正となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億325万8千円を追加し、総額を5億1,646万円といたします。歳入の款5繰入金は、資産の取り崩し分とし

て目1退職給付引当資産繰入金で4,616万4千円、目2減価償却引当資産繰入金で33万5千円をそれぞれ増額するとともに、款6繰越金でも2億5,675万9千円を増額いたします。この繰越金のほとんどが、以前より説明しておりますとおり、法人税の課税問題で平成26年度に積立金を整理した際、各特別会計で保有していた従前からの繰越金などを一般会計へ繰り入れた、いわゆる特別会計のひも付き分でございます。

歳出ですが、款2総務費、項1総務管理費、目2一般管理費で退職手当の支給に充てるため4,616万4千円を、また目4財産管理費で駐車場改修費用として33万5千円をそれぞれ増額いたします。

款4積立金、目3一般会計財政調整積立金では、先ほど申し上げた繰越金に含まれるひも付き分のうち、説明欄に記載の3つの特別会計（後期、介護、障害）について、それぞれ金額を明確に区分したうえで、一般会計財政調整積立金として積み立てることとし、合計1億6,614万3千円を増額いたします。なお、国保の業務勘定分については、年度始めの資金繰りや今後の歳入不足に備え、今回積み立ては行わず、当面は現状のまま管理することといたします。

議案第4号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

平成30年度の消費税納税額が確定したことに伴い、元年度の不足分を各特会で応分に負担することとし、業務勘定においても増額補正により対応いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ571万8千円を追加し、総額を7億1,581万8千円といたします。歳入の款5繰越金を571万8千円増額し、歳出の款1総務費、項1審査支払管理費で、不足分229万4千円を増額いたします。

議案第5号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

業務勘定ですが、国保と同様に消費税納付分と、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産積立の増額補正となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,616万1千円を追加し、総額を8億6,980万5千円とします。歳入ですが、款6繰越金を1,616万1千円増額いたします。

歳出では、款1総務費、項1審査支払管理費で消費税の不足分377万8千円を増額するとともに、款5積立金、目4ICT等積立資産では999万9千円増額し、1千万円を積み立てます。ICT等積立資産については、7月補正で名目予算1千円としていましたが、他府県の状況や決算見込みなどを考慮し、国保の業務勘定を除く後期・健診・介護・障害の4つの特別会計業務勘定で積み立てることといたしました。

議案第6号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算について

業務勘定ですが、財政調整基金積立資産とICT等積立資産を積み増しするための増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973万円を追加し、総額を8,004万円といたします。

また、後期高齢者健康診査支払勘定は、被保険者の増加に伴う健診受診者数の伸びが予想以上に大きかったため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千万円を追加し、総額を3億1千万2千円といたします。

業務勘定ですが、歳入の款6繰越金を973万円増額いたします。歳出では款2積立金、目1財政調整基金積立資産を100万円、目4ICT等積立資産を499万9千円増額し、それぞれ300万円と500万円を積み立てることといたします。

後期高齢者健康診査支払勘定となりますが、歳入の受入金と歳出の支出金で、それぞれ5千万円増額いたします。

議案第7号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計補正予算について

業務勘定ですが、消費税や主治医意見書料等の受払、またICT等積立資産の積立に伴う増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,699万6千円を追加し、総額を3億5,197万9千円といたします。歳入の款5主治医意見書料等受入金で800万円を、款9繰越金で1,899万6千円をそれぞれ増額いたします。

歳出ですが、款1総務費、項1審査支払管理費で公課費を148万5千円、款5主治医意見書料等支出金で歳入と同額の800万円を、また款7積立金でもICT等の積立資産として999万9千円をそれぞれ増額いたします。

議案第8号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

業務勘定ですが、ICT等積立資産の積立のため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ396万9千円を追加し、総額を7,003万9千円といたします。

また障害介護給付費支払勘定では、昨年10月の報酬改定の影響により予算不足が生じたので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、総額を222億1,170万2千円といたします。

さらに障害児給付費支払勘定についても、同様に報酬改定の影響により歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5千万円を追加し、総額を41億3,625万2千円といたします。事項別明細書をご覧ください。

業務勘定は、歳入では款6繰越金を396万9千円増額し、歳出では款4積立金でICT等積立資産を299万9千円増額し、300万円を積み立てます。

障害介護給付費支払勘定では、障害介護給付費等の受入金と支出金をそれぞれ3億円増額いたします。

障害児給付費支払勘定でも同様に、障害児給付費等の受入金と支出金で、それぞれ2億5千万円増額いたします。以上、よろしく願いいたします。

議長

議案第1号から議案第8号まで説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一同

(質問等なし)

議長

ないようでございますので、議案第1号から議案第8号まで原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一同

(異議なし)

議長

議案第1号から議案第8号まで、いずれも原案のとおり可決いたしました。次に、議案第9号から議案第30号までは、令和2年度の事業計画並びに各会計予算等についてでございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一同

(異議なし)

議長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第9号 令和2年度事業計画について

1 最近の情勢ということで、国保連合会を取り巻く情勢等について大きく5点挙げさせていただきます。

一つ目の医療保険制度等をめぐる動きでは、平成30年4月の国保制度改革により、国保運営の在り方の見直しと財政基盤強化が講じられましたが、令和元年5月に可決・成立した改正健保法においては、オンライン資格確認の導入や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などが盛り込まれ、今後順次施行されることとなります。

さらに、昨年設置された「全世代型社会保障検討会議」では、健康寿命の延伸

が重要課題のひとつとして挙げられており、今後、医療保険者には予防・健康づくり事業の一層の推進が求められてきます。

二つ目の保険者機能発揮によるデータヘルスの推進では、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、医療保険者においてもレセプトや健診の情報等を活用したデータ分析に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施することが強く求められています。

国保連合会では、既にKDBシステムを運用して保険者機能の強化を支援していますが、今後も引き続きデータヘルス改革の動向やICT化の進展等も踏まえつつ、新たな取り組みにも的確に対応する必要があります。

三つ目のオンライン資格確認の導入では、令和3年3月からマイナンバーカードや被保険者証を用い、診療時にリアルタイムで資格照合等ができることとなるため、加入する保険者が変わっても新たな健康保険証の発行を待たずに受診できるほか、過誤請求やこれによる保険者の未収金が大幅に減少すること等が期待されています。

また、オンライン資格確認等システムには、マイナポータルを活用して特定健診や医療費・薬剤の情報を被保険者等に提供する仕組みが整備されることとなります。

四つ目の審査業務の充実・高度化への対応では、支払基金では、新しい審査支払システムの開発や審査基準の統一、組織の見直しといった改革に取り組んでおり、改正健保法の成立により、今後これらが加速度的に進められていくこととなりますが、国保連合会においても「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき、審査基準の都道府県間の差異解消等に取り組んでいるところです。

支払基金改革の動向は、国保連合会の業務や組織の在り方にも大きな影響を及ぼすものであり、今後も国保中央会と国保連合会が一体となり、審査支払業務改革に取り組んでいくことが必要となります。

五つ目の介護保険制度をめぐる動きでは、介護給付費が著しく伸び続けている中、平成30年の法改正で自己負担額の見直し等の措置が講じられたほか、令和3年度に向けては高額介護サービス費制度の自己負担額引き上げの検討が行われています。またこれと併せ、地域包括ケアシステムを更に深化・推進させた上で、予防や健康づくりを強化することとしています。

国保連合会には、これまで培ってきた知識やデータを活用して、予防・健康づくりの取り組みを支援することが求められています。

これら最近の情勢を踏まえ、2事業運営ですが、令和2年度においては特に以下の6つの基本方針に基づき、事業運営に努めてまいります。

(1) 国保データベース(KDB)システムの更なる活用促進と医療費等データ分析事業の充実では、保健事業においては、地域の状況把握や対象者の抽出、事業評価等を適正に行うため、KDBシステムの活用が推奨されています。この

ため本会では、引き続き機能の充実に努めるとともに、実機を用いた研修会を新たに開催するなど、保険者でのKDBシステムの更なる活用促進を図ってまいります。併せて、医療費等分析業務に従事する本会職員のスキルアップにも引き続き取り組むことにより、データ分析事業の充実に努めてまいります。

(2) 保健事業の推進では、保険者が保健事業をデータ分析に基づくPDCAに沿って効果的に展開できるよう、保健事業支援・評価委員会による助言等を中心とした支援に引き続き取り組んでまいります。特に令和2年度は、第2期データヘルス計画の中間評価時期となることから、計画的かつ効率的に支援してまいります。

さらに、令和2年度から本格実施となる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援では、高齢者の保健事業セミナーを開催するなど、医療・保健・介護一体となった効果的な事業の推進に貢献してまいります。

(3) 審査業務の充実・強化では、令和2年度の診療報酬改定に向け、改定内容の習得並びに職員間での共有を図るとともに、コンピュータチェック機能に確実に反映させるなど、的確に対応してまいります。

また、審査支援システム等の有効活用や審査情報を審査委員と共有することで、効果的かつ効率的な審査事務共助に努めるとともに、引き続き審査基準の統一を進め、適正かつ公平な審査の実現に取り組んでまいります。

(4) 基幹系システムの安定運用及びオンライン資格確認の運用開始に向けた対応では、引き続き基幹系システムの安定運用に努めるとともに、オンライン資格確認の運用開始に向け、国保総合システムとオンライン資格確認システム等との連携のための各種システム改修を段階的に進めるほか、国保情報集約システムについても資格情報の連携テストを確実にを行い、円滑稼働を実現してまいります。

(5) 第三者行為求償事務の充実では、専門的な知識、経験を生かし、損保会社等との過失交渉や第三者行為の対象・疑いレセプトの抽出等に取り組んでまいります。併せて、本会への委託件数の拡大を図るため、求償事務の相談・助言や研修事業に取り組むとともに、被保険者に対しては広報事業を通じ、効果的に傷病届提出義務を周知してまいります。

(6) 介護保険・障害者総合支援システムの安定運用及び障害介護給付費等審査業務の効率化の推進では、令和2年5月に稼働予定の介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムの安定運用に努め、介護給付費等の適正化と保険者事務の効率化を推進してまいります。

また、障害者介護給付費等審査業務においては、一次審査による警告・エラーへの対応の際、本会に登録されている台帳情報や請求情報を市町村においても参照できる仕組みを新たに構築し、審査業務の効率化を推進してまいります。

3事業の概要については、昨年度と変更のある箇所など、主なところのみ説明させていただきます。

(1) 一般事業のイの協議会に関することでは、保険者における国保事業の円滑な運営に寄与するため、各種会議を開催するとともに、関係諸会議に出席いたします。なお、例年8月、国保中央会主催で東京都において開催されます「全国国保主管課長研究協議会」及び「健康なまちづくりシンポジウム」については、毎年保険者の皆様に出席をいただいているところですが、令和2年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、会場や宿泊場所の確保に困難の生じることが予想されることから、早々に開催中止が決定しており、事業計画からも除いております。

ウの広報宣伝に関することでは、保険者への国保情報の提供や広報活動支援のため、記載の事業を行います。なお、今年度の本会のマスコットキャラクターを正式に設定いたしました。その際には、名前を保険者の皆様に募集させていただき、多数のご応募をいただいたところでございます。おかげをもちまして「わかみん」という名称に決定し、特許庁にも無事情報提供を行うことができました。

今年度は、このキャラクターをプリントしたイベント用ジャンパーを作成し、ねんりんピックに着用したほか、新たに自動車用マグネットシートの作成を予定しております。2年度についても貸出用として「のぼり旗」を作成するなど、広報事業に活用してまいりたいと思います。

エの調査、研究に関することですが、(ア)国保事務検討委員会の開催では、市町村の課長さんや国保組合の事務長さん、また県国保課の班長さんで構成する委員会を開催し、本会が実施する各種事業の方向性や諸問題について、調査検討をいただきます。

オの事業振興に関することでは、(ア)国保制度改善強化全国大会へ参加するとともに、(イ)全国大会に合わせ、政府や国会に対して陳情を行います。なお、和歌山県では、毎年全国大会に先立ち、本会理事長をはじめとした役員さん方により、本県選出国會議員に対して陳情を行います。令和2年度の全国大会については、令和2年11月13日(金)の13時から、砂防会館にて開催される予定となっております。

カ保健事業に関することの(ア)国保データベース(KDB)システムを活用した保健事業の支援では、先ほども申し上げましたが実機を用いた研修会を開催いたします。また、(ウ)糖尿病性腎症重症化予防セミナーや(エ)高齢者の保健事業セミナーを開催いたします。

(2) 国保診療報酬等に関する事業のア審査業務に関すること及びイ支払業務に関することは元年度と変更はありませんが、ウのシステム機器更改に関することでは、レセプトオンライン請求システム及びデータ集配信システムの機器更改に当たり、データ移行や運用テスト等を行ってまいります。

②共同処理業務のア保険者事務共同処理に関することの(ウ)国保情報集約システムで行う業務では、被保険者資格情報の集約や管理業務等に加え、先ほど基本方針でも申し上げましたが、dオンライン資格確認等システムに対応するため

の連携業務を実施いたします。

上から3つ目の枠、オのオンライン資格確認等システムに関することでは、オンライン資格確認等システム構築に係る各種システムとの連携及び運用並びに保険者等との調整といった業務を行います。

⑤風しん抗体検査等費用に関する業務については、元年度から新たに組み入れている業務ですが、2年度についても費用の迅速かつ正確な支払に努めてまいります。

(3) 後期高齢者医療診療報酬に関する事業及び(4) 特定健康診査等事業については、元年度と変更ありませんので、説明は割愛させていただきます。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業についても特に今年度と変更はありませんが、アの第三者行為損害賠償求償事務に関することでは、引き続き専門性を発揮しつつ記載の業務を行うほか、イの研修会・広報に関することでは、保険者事務の効率化や傷病届の提出促進に取り組んでまいります。

(6) 介護保険事業及び(7) 障害者総合支援事業については、元年度と変更ありません。事業計画については、以上となります。

議案第10号 令和2年度負担金及び手数料について

先ほど触れましたが、昨年10月に事務局案をお示しさせていただいており、その後変更はございませんので、元年度と変わったところのみ説明させていただきます。

国保情報集約システム手数料ですが、令和2年度の手数料単価の対象となる平成31年4月末の被保険者数が前年より減少したことにより、1人当たり1年につき12円引き上げさせていただき、261円30銭といたします。

6 損害賠償金求償事務手数料ですが、規程の一部改正のところでも申し上げたとおり、研修や広報事業などに要する経費については、保険者さんに広く負担を求めるため、新たに被保険者割を設けることとし、2年度は被保険者数1人当たり1年につき18円86銭をご負担いただきます。私からの説明は以上です。

事務局

私からは、議案第11号から議案第30号、令和2年度各会計予算と一時借入金についてまで説明いたします。

附議事項とは別に、複式の収支予算書を参考までに作成してお配りしておりますが、説明は附議事項でいたします。

議案第11号 令和2年度一般会計予算について

歳入歳出予算の総額は1億6,764万3千円といたします。元年度に計上していましたKDBシステムの機器更改費用や他会計への繰出が減ったことにより、前年度と比較して4,760万円余りの予算減となります。

歳入の款1負担金は8,334万9千円で、説明欄の会員負担金は、4行目の被保険者割で被保険者数を1万人減の24万6千人と見込んでいます。款2国庫支出金は、保険運営安定化対策事業補助金など合計で858万6千円を見込みます。款5繰入金は5,556万4千円で、項1特別会計繰入金では、一般会計で管理する退職給付引当資産、会館の維持管理や人件費などに充てるため、それぞれの特別会計から応分の繰り入れを行うことといたします。款7諸収入は590万7千円で、主に目4の物資斡旋受入金は、保険者向けの書籍や被保険者証のビニールカバー等を斡旋した受入金で、同額を業者に支払います。

歳出ですが、款2総務費は7,871万1千円で、目1の役員費をはじめ、目2一般管理費では職員や再任用職員等の人件費、目4財産管理費では、会館に係る財産管理費を計上しています。款3事業費は4,072万8千円で、大きなところでは、目6保健事業費で、説明欄に記載のとおり保健師の人件費をはじめ、在宅保健師の会の活動経費やKDBシステムの運用経費等を計上しています。元年度にKDBシステムの機器更改を終えたことにより、2,320万円余りの予算減となっています。款4積立金は3,476万6千円で、目1退職給付引当資産で2,246万4千円を、目2減価償却引当資産で1,230万1千円を積み立ていたします。款6諸支出金は1,067万2千円で、主なものは目1中央会負担金で、説明欄に記載のとおり、一般会費やKDBなどの保健事業等保険者支援負担金などです。

議案第12号 診療報酬審査支払特別会計財政調整基金積立資産の処分について

連合会が積立資産として認められるもののうち、手数料の10%を上限に認められている財政調整基金積立資産と、手数料の30%を上限に認められているICT等の積立資産については、年度末の決算見込みで、その範囲なのかどうかを確認して、それぞれの上限内に積み立てをし直すという洗い替えという行為が必要となります。そのための取り崩しで、令和元年度に積み立てました積立金額の全額5千万円を処分し、令和2年度業務勘定へ繰り入れいたします。

議案第13号 診療報酬審査支払特別会計減価償却引当資産の処分について

オンライン請求システム等機器の入れ替えに伴い、積立金額4億2,686万2,251円のうち、3,644万5千円を限度として処分し、令和2年度業務勘定へ繰り入れいたします。

議案第14号 診療報酬審査支払特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

議案第15号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計予算について

この会計には、審査支払事業の経費を賄う業務勘定のほか、記載の4つの支払勘定があります。説明につきましては、業務勘定のみ事項別明細書でさせていただき、保険者等から資金を受け入れて医療機関等に支払をします支払勘定の説明は省略させていただきます。他の特別会計も同様にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

業務勘定の予算総額は、7億712万2千円で、オンライン請求システムなどの基幹系システムや電子帳票システムの機器更改などにより、前年度と比較して約1,200万円増となります。診療報酬支払勘定は845億7千万1千円で、被保険者数の減により、11億円余りの減、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は前年度と同額の37億6,192万4千円、出産育児一時金等に関する支払勘定は4億2,008万5千円で、約4,870万円減、抗体検査等費用に関する支払勘定は、1億2,350万2千円といたします。それでは、業務勘定の事項別明細書をお願いいたします。

歳入ですが、款1手数料は5億7,225万7千円で、国保診療報酬審査支払手数料、国保被保険者に係る公費の手数料並びに共同処理手数料の計24種類と、出産育児一時金の支払と風しん対策の事務費となります。手数料全体で、前年度と比較して870万円余りの増となっております。目1国保診療報酬審査支払手数料は2億3,897万1千円で、被保険者数の減少に伴い取扱件数の減少が見込まれますが、消費税率の引き上げによる単価の変更により、前年度と比較して130万円余りの増を見込んでいます。款4繰入金は8,644万7千円で、項2積立金繰入金で資産取り崩し分を繰り入れいたします。

歳出では、款1総務費は4億4,386万1千円で、審査支払業務や共同処理業務に要する経費となります。人件費や電算処理の委託料等が主なものですが、オンライン請求システムやデータ集配信システムの導入費用により、前年度と比較して2,300万円余りの増となります。款2審査委員会費は2,775万8千円で、審査委員会委員の報酬や開催経費などとなります。経費は後期高齢者業務勘定と按分しています。款5積立金は1億6,012万1千円で、洗い替えや減価償却引当資産の積み立てです。款7諸支出金は5,079万円で、目3他会計繰出金では、一般会計へ1,479万円を繰り出したいたします。

議案第16号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

議案第17号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分に ついて

オンライン請求システム等機器購入に伴い、積立金額1億7,397万1,882円のうち、3,810万5千円を限度として処分し、令和2年度業務勘定へ繰り入れいたします。

議案第18号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計ICT等を活用した審査支

払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について
洗い替えのための取り崩しです。

議案第19号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について

後期高齢者医療の特別会計につきましても、国保の特別会計と同様に業務勘定と記載の2つの支払勘定があります。業務勘定の予算総額は7億4,351万1千円で、元年度に後期請求システムに係る機器更改を終えたことにより、前年度と比較して1億円余りの減、診療報酬支払勘定は1,576億9,200万2千円で、被保険者数の増により85億円余りの増、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は12億1,324万5千円で、4,200万円余りの増を見込んでいます。後期高齢者業務勘定について事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1手数料は6億1,114万1千円で、後期高齢者の審査支払手数料をはじめ19種類となります。目1診療報酬審査支払手数料は3億3,864万9千円で、被保険者の増加に伴う処理件数の伸びを見込み、前年度と比較して1,400万円余りの増を見込んでいます。目19代行処理手数料も同様に960万円余りの増を見込んでいます。

歳出の款1総務費は5億4,583万3千円で、人件費や電算処理業務委託料等が主なものとなります。款2審査委員会費は3,470万円で、国保と按分していますが比率の見直しにより、後期の負担を多く見直しました。款5積立金は1億1,087万3千円で、洗い替えのほか目2減価償却引当資産に4,687万2千円を積み立ていたします。款7諸支出金では、2,820万6千円を一般会計へ繰り出します。

議案第20号 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計財政調整基金積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

議案第21号 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

議案第22号 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について

予算の総額を、業務勘定は4,273万4千円、特定健康診査・特定保健指導等支払勘定は6億4,500万2千円で、受診件数の伸びと消費税の影響を考慮し、3,850万円の増、後期高齢者健康診査支払勘定は3億8千万2千円で、被保険者数の増加による受診者数の伸びと消費税率の見直しによる影響を考慮し、1億2千万円の増を見込みます。特定健康診査等業務勘定について事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1手数料は3,425万9千円で、目2後期高齢者健康診査手数料は、被保険者数の増加に伴う件数の伸びを見込んで1,631万6千円で、230万円余りの増を見込んでいます。

歳出の款1総務費は1,707万3千円で、人件費のほか、システムの運用に係る委託料が主なものです。システム機器更改を終えたことにより、前年度との比較で3,700万円余りの予算減となります。款2積立金は洗い替えのほか、減価償却引当資産などで1,449万円を積み立ていたします。

議案第23号 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計について

予算の総額を3億8,155万円といたします。前年度と比較して約1,800万円の減となります。

歳入の款1損害賠償金受入金は3億5千万円で、自動ブレーキなど自動車性能の向上により、事故件数の減少や負傷程度の軽症化の傾向が見られることから、前年度と比較して1,740万円の予算減としています。歳出の支出金も同額です。款2手数料は3,068万2千円で、収納額割は減少を見込みますが、新たに導入する被保険者割で775万円余りの収入を見込み、前年度と比較して約697万円の増としております。

歳出の款1総務費は2,973万6千円で、人件費やシステムの運用経費が主なものとなります。

議案第24号 介護保険事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

議案第25号 介護保険事業関係業務特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えための取り崩しです。

議案第26号 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計予算について

予算の総額を、業務勘定は2億9,545万1千円、介護給付費等支払勘定は1,029億8,400万5千円で、3億円の減、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定は10億5,806万6千円で、前年度と同額といたします。介護保

除業務勘定の事項別明細書をお願いいたします。

歳入の款1手数料は1億3,011万3千円で、15種類の審査支払手数料のほか、共同処理手数料と特別徴収経由機関業務手数料があります。款4負担金は918万円で、前年度と同額といたします。款5主治医意見書料等受入金は1億2,199万1千円で、歳出で同額を医療機関等に支払います。

歳出の款1総務費は8,979万7千円で、人件費とシステム運用経費が主なものになります。

議案第27号 障害者総合支援法関係業務等特別会計財政調整基金積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

議案第28号 障害者総合支援法関係業務等特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

議案第29号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について

予算の総額を、業務勘定は5,746万6千円、障害介護給付費支払勘定は、約15億円増の234億5,352万2千円、障害児給付費支払勘定は、約7億円増の46億3,919万2千円といたします。障害者総合支援業務勘定の事項別明細書をお願いいたします。

歳入の款1手数料は4,579万3千円で、項1の障害介護給付費等審査支払手数料は、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払手数料と共同処理事務手数料の3種類で、約4,298万5千円を見込みます。

歳出ですが、款1総務費は3,035万8千円で、人件費とシステム運用にかかる経費が主なものです。款2国保中央会負担金は共同受付システム等負担金などで、1,282万8千円を計上します。

議案第30号 令和2年度一般会計及び特別会計一時借入金について

総額は前年度と同額の41億8,800万円、借入金額、借入方法、借入利率及び償還方法についても変更ないことで、借入先である指定金融機関の紀陽銀行と調整済みとなっています。以上で説明を終わります。

議長

議案第9号から議案第30号までについて説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一同

(質問等なし)

議長

ないようでございますので、議案第9号から議案第30号までについて原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一同

(異議なし)

議長

議案第9号から議案第30号までは、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号「役員改選について」を議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第31号役員改選についてですが、令和2年2月29日に現役員の任期が満了いたします。次期役員の候補者については、役員選任に関する内規にのっとり、県、市長会、町村会、国保組合、理事会から役員候補者の推薦をいただき、議案書と一緒に送付させていただきました役員候補者名簿のとおりとなっております。

本会規約で役員は、総会において選任すると定められておりますので、選任方よろしく願いいたします。

なお、新役員の任期は、令和2年3月1日から令和4年2月28日までの2年間となります。以上でございます。

議長

ただ今、議案第31号「役員改選について」の説明がございましたが、「役員候補者名簿」のとおり選任することに、ご異議ございませんか。

一同

(異議なし)

議長

ないようでございますので、理事及び監事につきまして「役員候補者名簿」のとおり選任し、令和2年3月1日より就任願うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議案審議は、すべて終了いたしました。折角の機会でございますので何かございませんか。

一同

(特になし)

議長

ないようでございますので、以上をもちまして閉会といたします。

理事長

本日は、会員の皆様方には、大変お忙しいところご出席をいただき、ご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

予定いたしておりました議案につきましては、全て原案どおりご承認いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

時節柄、皆様方には、健康に充分ご留意いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げます。閉会の言葉に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(時：午後2時44分)

以上、令和2年第1回通常総会の議事録は、事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

議 長

印